



中山間地域等直接支払交付金 活動事例集



滋賀県 農政水産部

— 令和3年(2021年) 12月 —



はじめに

中山間地域は、食料供給の場だけでなく豊かな自然や景観を有し、人々の憩いの場となると共に、水田は天然のダムとして下流の洪水防止や水源涵養に貢献するなど、様々な多面的機能を有し、たいへん重要な役割を担っています。この多面的機能は、中山間地域での農林業を含めた地域の共同活動を通じた人々の営みが継続することによって発揮されるものです。

県土の約66%を占める中山間地域には、県民の約15%の方々が生活しています。しかし、近年、過疎化や高齢化の進行による人手不足や野生鳥獣による被害が、農林業や暮らしに大きな影響を与え、集落機能の低下が懸念されています。

中山間地域等直接支払制度は、そうした条件が不利な中山間地域で農業生産活動等を継続していただくことを目的に、耕作放棄地の発生防止のための共同活動や担い手の育成、生産条件の強化などの取組にご活用いただいているところです。

本制度は平成12年度から始まり、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な制度となりました。この間、県内の協定面積は、平成12年度の1,087haから令和2年度には2,091haに拡大し、農業者の皆様が精力的にご活用いただくことを通じて、中山間地域の保全と振興に貢献してきました。

本事例集は、中山間地域において、機械・農作業の共同化をはじめ、担い手への農地集積やスマート農業の導入などに取り組む事例などを紹介するものです。県内各地で、こうした取組を参考としていただき、更なる活動の発展に繋がっていただければ幸いです。

令和3年12月

滋賀県農政水産部

部長 西川 忠雄

活動事例集

(中山間地域等直接支払交付金)

目 次

事例の概要

事例の所在地

1. 機械・農作業の共同化に取り組む事例

- ① 田植えの遅れや水の取り合い等の心の負担なく共同で農地を守る（北在地集落営農組合）……………1
- ② 「主に仕事+できるだけ農業」で景観の良い農地を守る環境を目指す（百済寺町集落協定）……………2
- ③ 農事組合法人任せにしない共同の体制づくり（北野町集落協定）……………3
- ④ 休耕田を復活させ、ほ場整備した農地を機械・農作業の共同化で守る(市場集落協定)……………4

2. 高付加価値型農業に取り組む事例

- ① 伊吹山の伏流水が育む高付加価値産品づくり（小泉集落協定）……………5

3. 地場産農産物の加工・販売に取り組む事例

- ① 棚田米の加工品を中心に青空市等で販売（上仰木・辻ヶ下第3集落協定推進会）……………6
- ② 共同工場で生産コストを下げ朝宮茶の高品質化を実現（奥山集落協定）……………7
- ③ 気候条件を活かし獣害に強いリンドウ栽培にチャレンジ（黄和田町集落協定）……………8

4. 農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例

- ① 守る農地を決め軽トラが通れる道づくり（栗原中山間組合）……………9

5. スマート農業の導入に取り組む事例

- ① スマート農業による省力化で若手の農業継続をバックアップ（南庄町集落協定推進会）……………10

6. 担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例

- ① 継続のために無駄を省いて担い手を組織化、次世代育成に力を注ぐ（上野川集落協定）……………11
- ② 観光名所の景観維持を目標に営農環境を整えることで担い手確保（松尾寺北集落協定）……………12
- ③ 制度を活用できる組織化を進め健康づくりも兼ねたサル対策に挑む（竹原集落協定）……………13
- ④ 離農される農地の受け入れ先をつくり放棄地を防ぐ（上板並集落協定）……………14

7. 外部人材など多様な担い手（棚田オーナー制）の確保に取り組む事例

- ① 棚田百選を契機に外部人材を取り込み棚田保全に取り組む（西たかしま広域集落協定（畑））……15

8. 農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例

- ① 学区内の営農組織を連携させた法人化で、耕作できない農地を守る（西野集落協定）……16
- ② 農事組合法人が戦略的生産・販売と多角化経営を展開（三大寺集落協定）……17
- ③ 農地保全の方向性を話し合い、守る体制を構築（下馬杉集落協定）……18
- ④ 省力化・高付加化を進めることで兼業農家による安定した法人経営（栗栖地区集落協定）……19

9. 集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例

- ① アンケートを実施し集落における持続可能な体制を話し合う（桐生町棚田保全グループ）……20
- ② 地区全体の営農計画を樹立、共同作業は省力化・経費削減策を出し合い実践（市原地区集落協定）21
- ③ 共同機械で省力化して農地を守り、認定農業者を中心に多角化経営で農地を活かす（森西集落協定）22

10. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策による活動と連携して効果的に活動に取り組む事例

- ① 集落づくり活動と連携して農地を守る（向在地町集落協定推進会）……23
- ② 各制度の上手な使い分けで集落と農地を守る（富之尾土地改良区集落協定）……24

11. 他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例

- ① 農地を守る各制度の有効活用を周辺集落と協議して実践（甲津原集落協定）……25

12. NPO 法人や教育機関、都市住民との交流を通じて地域活性化に取り組む事例

- ① 都市住民との継続した交流により就農につなげる（平尾中山間地域農業推進協議会）……26
- ② できない所は助ける農福連携で担い手を確保、併せて賑わいも創出（観音寺中山間推進協議会）……27
- ③ 地域課題を解決しようと集落全体で話し合いを重ね、大学生との連携に取り組む（池原集落協定）……28

13. その他、取組に特徴のある事例

- ① 地域コミュニティ強化と関係人口増加で楽しみながら農地を守る（川西中山間地域の会集落協定）……29

事例の概要

1. 機械・農作業の共同化に取り組む事例

① 田植えの遅れや水の取り合い等の心の負担なく共同で農地を守る（北在地集落営農組合）

集落営農組合で一集落一農場方式を継続し、農機具の更新や担い手オペレーターの育成を行う。共同作業は、農道、水路、法面、獣害柵の点検・維持管理を女性も入れた3人1組のスケジュールを組んで実施。

② 「主に仕事+できるだけ農業」で景観の良い農地を守る環境を目指す（百済寺町集落協定）

営農組合の作業ができるのが70歳以上の2人のみであるため営農組合でコンバインとトラクターを共同化し機械作業を行うことで、兼業農家の農業継続を支える。草刈りは個人で実施している。

③ 農事組合法人任せにしない共同の体制づくり（北野町集落協定）

農事組合法人北野ファームを立ち上げ、省力化、機械化を進めている。農作業の共同化は負担の分散化の声掛けと、極力若い方に参加をお願いして機械に触る場を作ることで後継者育成を行う。

④ 休耕田を復活させ、ほ場整備した農地を機械・農作業の共同化で守る（市場集落協定）

田植え機を共同購入し下市場生産組合が5月の連休に日程を合わせて代掻きと田植え、また必要な時に共同一斉防除を行う。稲刈り機・もみすり機は自由が利くので個人で所持の体制で進める。草刈り等その他の維持管理は個人で行う。耕起は個人で行うので、トラクター利用希望者には組合が貸し出す。

2. 高付加価値型農業に取り組む事例

① 伊吹山の伏流水が育む高付加価値産品づくり（小泉集落協定）

田んぼでできるマコモダケ栽培にチャレンジしたが、シカ害対策と収穫期間1か月の人手の確保と販路確保が課題。近隣に販路があるヨモギを保全管理農地で栽培し、摘み取って販売。伊吹山麓の良質な山菜の料理屋等から注文がはいるものの、採取して発送する人手がなく全ては受けきれずにいる。

3. 地場産農産物の加工・販売に取り組む事例

① 棚田米の加工品を中心に青空市等で販売（上仰木・辻ヶ下第3集落協定推進会）

女性のグループが「仰木ふれあい青空市」で草餅、納豆餅、黒豆餅、おはぎ、赤飯などを販売。その他、米の直売、冬には吊るし柿など季節に応じた加工品を推進会の有志が販売。棚田米を使った酒造り「八王寺」（はっちょじ）に取り組み、後継者を育成し、売り上げの一部は棚田保全活動に役立てる。

② 共同工場で生産コストを下げ朝宮茶の高品質化を実現（奥山集落協定）

個々の農家が共同加工施設に持ち込み、生茶を合葉して品質の均一化を図り、更にロットを確保して高値で取引できるよう取り組んだ。売上の向上により経営の安定化を図り、担い手の育成を行ってきた。お茶の消費量が減少する中で、販路の確保と新たなお茶農家の育成が最大の課題である。

③ 気候条件を活かし獣害に強いリンドウ栽培にチャレンジ（黄和田町集落協定）

リンドウ栽培は、野性獣の食害が少ない。5年程度は植え替えの必要がない。同じ株で毎年収穫できる。他の花卉に比べ労力が少ない。気候条件が本地区に適していることから栽培を始めた。栽培してみると水・施肥が頻繁に必要で、マルチ栽培の間の草とりも重労働、出荷の花束作りの人手確保も課題となっている。

4. 農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例

① 守る農地を決め軽トラが通れる道づくり（栗原中山間組合）

農地として条件の悪い北側を諦め、生産性は低いが良い味が生産でき琵琶湖が見渡せる南側の農地を維持することとした。そこで、道路の拡幅を最優先事項とし、優先度の高いところから道路の工事を行い、溝にグレーチングをかけて道幅を広げている。道路が終われば、水路の補修を順次行う。

事例の概要

5. スマート農業の導入に取り組む事例

①スマート農業による省力化で若手の農業継続をバックアップ（南庄町集落協定推進会）

GPS機能付きの田植機を導入し、営農組織で請け負っている7haの田植えをした。熟練者でなくてもできる自動ドライブで、オペレーターは手放しでもまっすぐ植えられ、その間に苗の補充ができることから負担が軽減した。農作業が重労働というイメージを払拭して、若手が興味を示して田植えに参加した。

6. 担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例

①継続のために無駄を省いて担い手を組織化、次世代育成に力を注ぐ（上野川集落協定）

農事組合法人に100%集積し、法人の作業は、農地への関わりを保持するため基本的には全員参加。農事組合法人が農地を評価して水利の良くないところを転作農地とし、のり面の大きい傾斜地の草刈り等の管理は全員で実施。農作業は法人事務局が3人1組の作業体制を編成して、期間内に順次作業を行う。参加する若手に機械作業を行わせるなど後継者育成を行う。高齢になり個人で草刈りができないところは法人事務局が声掛けして、できる人をお願いしている。

②観光名所の景観維持を目標に営農環境を整えることで担い手確保（松尾寺北集落協定）

景観保全のための農地の維持には、電線付きの獣の侵入を防ぐ防止柵の維持管理が不可欠で、本制度で獣害柵を維持し営農しやすい環境を整えることで、地域外の農業生産法人に100%集約を実現。月1回の侵入防止柵の点検や周辺山林の伐採・除草作業、水路の掃除は、農地所有者ほぼ全員が参加して共同で行う。

③制度を活用できる組織化を進め健康づくりも兼ねたサル対策に挑む（竹原集落協定）

営農組合は、農地を持つ全員が構成員の「農事組合法人若竹ファーム」として法人化し、現段階では個人1軒を残し、農事組合法人に農地を集約化し、水稻・大豆・麦を栽培。非農家も含めて自治会全員が構成員として集落協定を結び、獣害対策等、農業と集落の保全に取り組む体制ができた。山林内の遊歩道を活かし、住民の健康づくりと併せたサル対策に取り組む。

④離農される農地の受け入れ先をつくり放棄地を防ぐ（上板並集落協定）

高齢になって農業ができない人は、営農組合にお願いするという流れで、営農組合で管理する農地が増え、集約化が進み、現在約8割が集約。獣害柵周辺の草刈り、水路管理等は共同で実施。第5期から東草野で広域化し、一体で取り組むことから、農業に対して可能性が広がることが期待できる。

7. 外部人材など多様な担い手（棚田オーナー制）の確保に取り組む事例

①棚田百選を契機に外部人材を取り込み棚田保全に取り組む（西たかしま広域集落協定（畑））

「畑の棚田を守ろう会」を結成し、作業量にあわせたコース設定による棚田オーナー制度を運用。休耕地や獣害柵維持のための草刈り作業は棚田ボランティアの協力を得ている。これまで様々な大学が訪れており、卒業してからも棚田オーナーになり、友達を連れて来る人もいる。琵琶湖ホテル用の田んぼは従業員が作業をする。移住者が棚田を守る会を立ち上げ、SNSで活動参加者を呼びかけ休耕地で米を作る取組を始めた。

8. 農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例

①学区内の営農組織を連携させた法人化で、耕作できない農地を守る（西野集落協定）

学区内の2つの集落営農組織を一本化した農事組合法人を設立し、機械作業を中心とした経営を行い、農地を集積している。法人では学区内の農地情報をGIS（地理情報システム）で整理し、高齢化や後継者不在により今後耕作できなくなりそうな農地を見える化して、計画的な維持管理に取り組んでいる。

事例の概要

②農事組合法人が戦略的生産・販売と多角化経営を展開（三大寺集落協定）

農地の8割を農事組合法人が耕作し、環境こだわり農産物が6割を占める。地権者への飯米販売は安価を基本とし、品質向上、10kgからの配達を可能として需要に応じた供給を行う。高齢化に伴い平日作業が可能となり農作業が平準化しコストを抑える取組みを進める。菊やユウカリの栽培・販売で女性が活躍する。

③農地保全の方向性を話し合い、守る体制を構築（下馬杉集落協定）

これからの集落の農業を考え、「営農組織の設立が必要」との話し合いが始まり、地域に適した組織形態の検討を重ね、下馬杉営農組合を平成30年に設立し、令和元年度から営農組合で本制度を活用し、令和元年の営農組合の委託農地は約1ha、その他、田植えと草刈りの作業委託を受けた。一部の水稻の作付けを共同化し、残りは個人に再委託。本交付金は営農組合で必要となる共同利用の機械等のために積み立てる。

④省力化・高付加化を進めることで兼業農家による安定した法人経営（栗栖地区集落協定）

農事組合法人への農用地の利用集積が約7割に達した。法人が耕作し、その他の協定参加者で草刈り等を全員参加が原則で実施。法人が機械化等を積極的に行う他、高齢化した担い手が働きやすいように作業場の環境整備を行う。更に機械導入で米の高付加価値化を図ることで、農事組合法人から安定して直販できている。

9. 集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例

①アンケートを実施し集落における持続可能な体制を話し合う（桐生町棚田保全グループ）

「桐生の農業集落の近未来の姿（6年後2026年）」アンケート調査を実施し、「集落営農で10年後も維持できる農業」と「機械の共有化」が必要だと地域で共有。集落営農の収支が合うか確認するために、令和2年の作業時間の集計を行い、3～4年後の省力化に向けて考えていく。また集落営農になると任せきりになる他事例の課題も聞いており、月に1度は後継者に来てもらうなど運営方法も合わせて考える。

②地区全体の営農計画を樹立、共同作業は省力化・経費削減策を出し合い実践（市原地区集落協定）

農事組合法人が中心となり地区全体の営農計画を樹立し、水稻、麦の適地適作や作業オペレーターの育成・確保など効率的な集落営農を展開。交付金を活用し、対象3集落の農道・水路の補修、獣害柵の設置、簡易な整備、法面の保護、維持管理等を行う。草刈りは対象3集落だけでなく、他の集落も含めた市原郷8集落全体で実施され、かかる労力は、集落間で調整。また、「結」の関係で幅広い年齢層が「省力化と経費削減策」を相談して作業に取り組んでいる。

③共同機械で省力化して農地を守り、認定農業者を中心に多角化経営で農地を活かす（森西集落協定）

営農組織はなく個々が頑張っている状況で、本制度を活用し、共同で獣害柵の補強工事を行うことで長寿命化、草刈り省力化の共同のバックホウ（アタッチメントで草刈りモアも取り付け可能）の購入を行い法面の草刈りや水路の泥上げなど作業負担を軽減。また、農地保全活動として棚田ボランティアを受け入れた。

10. 世代をつなぐ農村まると保全向上対策による活動と連携して効果的に活動に取り組む事例

①集落づくり活動と連携して農地を守る（向在地町集落協定推進会）

世代をつなぐ農村まると保全向上対策は農業組合で取り組み、中山間地域等直接支払交付金とまると保全の交付金を適所で使い分け。中山間地域等直接支払制度では、農道・水路の維持管理は協定対象外農家も一緒に参加して集落ぐるみで農業活動を実践、獣害対策にも取り組む。集落づくりの一環である休耕田のコスモス栽培は自治会とも連携して行う。

②各制度の上手な使い分けで集落と農地を守る（富之尾土地改良区集落協定）

世代をつなぐ農村まると保全向上対策は、非農家も含めて農道の草刈り・水路の泥上げ・ため池維持管理などを区の事業として行う。集落協定にも声がかかり、その対象地が中山間地域等直接支払の対象地である場合に双方の事務局が相談して、どちらの事業かを取り決める。中山間地域等直接支払制度では、土地改良区の老朽化した道路の舗装と水路の修繕を計画的に実施することを主目的として取り組む。

事例の概要

11. 他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例

①農地を守る各制度の有効活用を周辺集落と協議して実践（甲津原集落協定）

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組で広域化を進めていたこともあり、本制度第5期目を迎え、加算措置を有効活用するため、4集落で協議し、個々の集落営農組織が連携して、新たな負担をかけずに広域化して取り組むこととした。（令和2年度から広域化して東草野集落協定に移行）

12. NPO法人や教育機関、都市住民との交流を通じて地域活性化に取り組む事例

①都市住民との継続した交流により就農につなげる（平尾中山間地域農業推進協議会）

棚田オーナー制度は、田植え、草刈り、稲刈り、脱穀を行う（令和元年36組 1a/組）。近年、棚田オーナーで活動をしていた人が、地主から農地や機械を借りて主体的に耕作を行うようになった。棚田ボランティアは、里山下草刈り、放棄田草刈り、竹藪の伐採、ビオトープ田の整備を行う。その他、棚田の生き物観察会、休耕田活用米作り、餅つきイベントを実施。仰木活性化委員会と連携し収穫祭に参加している。

②できない所は助ける農福連携で担い手を確保、併せて賑わいも創出（観音寺中山間推進協議会）

協議会から社会福祉法人パレット・ミルにお願いし、8反の田んぼをお任せし、本制度の交付金を分配。パレット・ミルができない機械作業や草刈り等の手間については、地元住民がパレット・ミルに協力可能な曜日や作業内容を人材登録しておき、依頼があれば作業に出る仕組み。毎月1回会合「天水会」も交えながら、密に交流をとり、作業内容を確認し合って進めている。

③地域課題を解決しようと集落全体で話し合いを重ね、大学生との連携に取り組む（池原集落協定）

棚田では不在地主の土地について「池原の自然と環境をまもる会」で草刈りを年に4～5回実施。この会は、地域の多世代が交流する取組、そして地域外の方が集まる場所、池原地区の活力源として成長。平成29年以降は県の棚田ボランティアも活用。『しがのふるさと支え合いプロジェクト』制度を活用して大学との連携も始めた。

13. その他、取組に特徴のある事例

①地域コミュニティ強化と関係人口増加で楽しみながら農地を守る（川西中山間地域の会集落協定）

多面的機能増進活動として花の植え付けと緩衝帯の草刈りを行う。急傾斜地に雑草抑制を目的に南向きに「芝桜」、北向きには「イブキジャコウソウ」を植え付け、花が咲く時には村を出ている孫などを呼び、花見の会を開催することを楽しみに活動している。女性が活動に興味を持つことが地域振興には必要と考え、楽しみながらできる花植えを女性が活動しやすい時間に設定し、達成できそうな2～3年後の活動目標を伝え、共有している。